

各都道府県防災主管部長 宛

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官
（普及・防災教育・NPO ボランティア連携担当）

改正災害対策基本法の被災者援護協力団体登録制度の運用について

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和7年法律第51号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、被災者援護協力団体登録申請にかかる事務取扱要領（令和7年7月1日府政防1037号。以下、「事務取扱要領」という。）及び被災者援護協力団体登録制度の運用細則（令和7年7月1日府政防1048号。以下、「運用細則」という。）を定めたのでその旨をお知らせするとともに、これらを実効あるものとするため、地方公共団体にご協力いただきたい点について依頼するものです。

本制度は、被災者支援に当たるNPO等民間の支援団体を登録しデータベース化することで、平時から、豊かな被災者支援経験を有する団体と地方公共団体等が顔の見える関係を構築し、発災時に速やかに官民連携による被災者支援が実現されることを期待するものです。災害救助費等を活用した委託契約による支援体制や被災者の個人情報と共有できる信頼関係は、災害発生前の関係構築が有効であることに鑑み、登録制度の円滑な運用を図るため、貴職のご協力を賜りますとともに、貴管内の市町村に対しても協力の周知をいただきますようお願いいたします。

記

1. 事務取扱要領及び運用細則に関する協力依頼及び留意点

（1）協力依頼

災害対策基本法第33条の2第4項第3号に「その行おうとする被災者援護協力業務の相当程度の実績」を求めるとなっており、具体的には、申請団体の実績を証する書類として、行政機関と協力して被災者援護を行った実績等を求めることとしています。都道府県、市町村等に提出された報告書等が内閣府に提出される申請書類に添付される場合があることについてご承知いただくとともに、申請団体がこれらの書類にかかる確認を求める場合があることについて、協力をお願いします。

具体的には、

- ・ 事務取扱要領第 6 イ) に関して、法第 33 条の 2 第 4 項第 1 号に規定する「被災者援護協力業務に関する専門的な知識及び技能を有する者」の実績を証する書類として、地方公共団体から受けた委託事業の報告書、地方公共団体の補助事業の報告書
- ・ 事務取扱要領第 6 エ) ①の申請団体が、国の機関又は地方公共団体と協力して被災者援護を行った実績を証する書面として、地方公共団体から受けた委託事業の契約書又は報告書、地方公共団体の補助事業の報告書又は地方公共団体と締結した協定書の写し

などについて、申請団体から地方公共団体に対して、申請書の添付資料として内閣府に提出したい旨の申し出があった場合にその了解をするなど、申請団体の申請手続への協力をお願いいたします。

また、事務取扱要領第 6 エ) ③の「申請団体が自ら行った被災者援護を行った実績であって、地方公共団体と調整して実施したことを証する書面」として、申請団体が自ら作成した書類に記載された「地方公共団体と調整して実施した」事項の事実関係について、内閣府（防災担当）から当該地方公共団体に対して確認をする場合があるので、事実関係の確認にご協力をお願いいたします。なお、災害時の被災者支援に関して、過去に地方公共団体から申請団体に対して感謝状等を出されている場合には、被災者援護を行った実績を証する書面として取り扱うことも可能です。

（2）登録制度の運用に当たっての留意点

登録制度は、被災地で支援に当たる団体の活動の自主性を尊重するものであり、登録しない団体に制限がかかるものではなく、また、登録されたことだけを理由に特別な認可や権限を付与するものではありません。そのため、内閣府（防災担当）から登録団体に対して、登録されたことだけをもって、行政機関からの実費支弁や被災者台帳をはじめとする機密情報が提供されることを保証するものではない旨通知をすることとしているので、ご承知ください。

また、被災者の支援を行う団体は本登録制度に基づき登録した団体だけではありません。平時より、登録団体だけではなく、被災者援護協力団体として登録しない団体とも連携をとるよう努めるとともに、災害時には、登録団体でないことを理由に当該団体を不当に取り扱うことのないようご留意いただきますようお願いいたします。

また、内閣府（防災担当）から登録被災者援護協力団体に対しては、被災者支援に当たる地方公共団体等との連携をお願いするとともに、被災現場では、厳しい環境に置かれている被災者の支援に当たる必要があることに鑑み、関連法規に抵触する取組みにならないよう、また、被災者及び支援者に対して暴力、ハラスメントその他不適切な行為を行うことのないよう、被災地・被災者への特段の配慮をお願いすることとしています。登録団体による被災者援護協力業務が適切に行われているかを内閣府（防災担当）として把握する際に、貴管内で行われる活動状況の情報収集に協力いただきますようよろしくお願いいたします。

2. 災害救助法に基づく被災者援護協力団体に対する協力命令

被災者援護協力団体は本来自主的な活動として被災者支援を行うものであり、地方公共団体からの協力依頼や災害救助法等に基づく業務委託等により連携がなされることを原則としています。災害救助法第 8 条第 2 項による協力命令にあつては、登録被災者援護協力団体の自主的な活動を

尊重し、真にやむを得ない場合に命令を発出することを検討する必要があります。当該命令を発出する際には、次の一から五を記載した書面を、登録被災者援護協力団体に対して提示していただきますようお願いいたします。緊急時で書面によらない協力命令を発出せざるを得ない場合であっても、当該事項を参酌し書面での命令内容の記録をお願いします。

- 一 命令を受ける団体の名称、事業の種類及び主たる事務所の所在地
- 二 協力すべき業務
- 三 協力すべき場所及び期間
- 四 協力すべき業務の内容計画
- 五 その他必要と認める事項

また、災害救助法第8条第3項に基づく通知をする場合は、内閣府（防災担当）において災害対策基本法第33条の9第6号に基づく登録の取消にかかる処理を行う必要があることから、これらの事項に加え、協力命令を受けた団体が、当該命令にかかる救助の実施に従事することができない事由を、内閣府（防災担当）あて、通知してください。

なお、改正災害救助法第8条第4項の実費弁償の規定は、第2項の協力命令をした場合に適用されます。災害救助法第8条第4項の実費弁償の範囲については、令和7年7月1日から施行される改正「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）」の第15条第3号の通りです。

本項は、地方自治法第245条の4第1項等の規定に基づく技術的助言です。

3. 災害時に備えた平時からの連携の充実

被災者援護協力団体登録制度は、必ずしも本制度のみで有効な被災者支援を行うことができるものではなく、その前提として、地方公共団体等による公助の取組を充実させるとともに、災害中間支援組織、災害ボランティアセンター、登録団体を含む様々な支援団体、民間企業、大学等研究機関等、産官学民の連携により初めて有効に機能するものです。このため、各都道府県、市町村域等において、ネットワークの構築や協定締結等により多様なセクターとの連携に努めていただくようお願いいたします。

以上